

改正 2011年4月1日  
2016年4月1日

2015年4月1日

(目的)

第1条 中京大学における教育、研究、医療等の活動に伴って発生する有害廃棄物について、環境保全や公衆衛生上の見地から適切に処理することを目的とする。

(定義)

第2条 有害廃棄物とは、次のものをいう。

(1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定された毒劇物及び実験等で生じた廃液、試薬等

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）で定める感染性産業廃棄物及び薬事法（昭和35年法律第145号）で指定された毒劇薬

(処理の原則)

第3条 有害廃棄物の貯留及び処理の取り扱いについては、法令その他別段定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

2 有害廃棄物を貯留及び処理する者は、第1条の目的に従い、関係法令を厳守するとともに、その取り扱いには万全を期さなければならない。

(廃棄物管理責任者)

第4条 有害廃棄物を貯留及び処理する学部等（以下「各部門」という。）ごとに廃棄物管理責任者を置かなければならない。

2 廃棄物管理責任者は、各部門の所属長をもって充てる。

3 廃棄物管理責任者は、有害廃棄物を貯留及び処理する部署（実験室等をいう。）ごとに廃棄物取扱責任者を置かなければならない。

(廃棄物取扱責任者)

第5条 廃棄物取扱責任者は、廃棄物管理責任者の指示に従い、有害廃棄物の貯留及び処理等が適正に行われるよう、有害廃棄物を取り扱う者を指導、監督しなければならない。

(廃棄の申請)

第6条 各部署において有害廃棄物が生じた場合は、廃棄物管理責任者は書面で総務部長に申し出るものとする。

(所管)

第7条 廃棄に関する業務は、総務部総務課が所管する。

(費用)

第8条 廃棄に要する費用は、各部門の予算から支出するものとする。

(細則)

第9条 この規程の施行に関し、必要な事項は細則で定める。

附 則

この規程は、1999年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。